

# 評価細目の第三者評価結果

(シオンの会 おさなご園)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

2024年1月13日

## I-1 理念・基本方針

I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
	第三者評価結果	コメント
I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	保育方針として園舎に掲示しておりホームページや園生活のしおりにも掲載されている。職員に対しては年度初めの職員会議に於いて説明し、周知が図られている。利用者(保護者)に対してはホームページに掲載して案内されており確認されている。又、年初の入園説明会や懇談会に於いて説明し、周知が図られている。

## I-2 経営状況の把握

I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	市の社会福祉充実計画会議に理事として参画しており、経営をとりまく環境や社会の動向に付き把握している。又、市も参加している保育所園長会議に於いて利用者の推移や利用率・コスト分析等のデータ提供が行なわれている。
I-2-1(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	市で決められた保育士数が計画となっており、欠員が出たら補充している。若い保育士の定着率が課題。リターンしてくれる保育士もいるが、全体的には欠員が確保できていない。

## I-3 事業計画の策定

I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	中長期計画は策定されておらず、代々引き継がれてきた経営方針を継続する事を旨としている為、年度の事業計画に目指す方向を示し進めている。より良い施設を目指し職員・保護者を含め未来に向け構想を立て、計画的に進める事の楽しさを楽しんで欲しいと感じる。
I-3-1(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	年度の事業計画は実行可能な内容となっており、行事計画は別途策定されている。年度毎の内容は中長期計画と関係なく同じ文言で大半が作られており、毎年の重点課題として幾つか課題を織り込んで策定できないかを感じる。事業報告は計画と関係なく策定されている為、評価・見直しの関係が確認出来ない。
I-3-2(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-2(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	事業計画は園長が策定し職員に展開されるが、時期を定めての評価・見直しの作業は行われていない。故に事業計画の進捗状況として把握されていない為、事業計画と事業報告が直接関係の無い内容となっている。
I-3-2(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	利用者(保護者)に対して事業計画の配付や所内掲示・説明はされていない。又、分かり易い資料を作成する等の工夫も行われていない。利用者(保護者)にもより良い園にする為の方策として、事業計画を理解して貰う事も必要と感じる。

## I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-1(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-1(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	自己評価は園長は行っているが、職員は行っていない為、全体の課題の抽出とはなっていない。今後、園全体として自己評価を行い、そこから課題の抽出・PDCAの展開がされる事を期待する。
I-4-1(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	園長は全体を俯瞰し明確に現在が一番良い状態との認識から、全体での課題の抽出・改善のPDCAの展開に至っていないが、より良い園にする為の方策として一丸となって改善のプロセスを行ってみてはと感じる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-1(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-1(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	職務分掌が策定され、管理者は自らを含め役割と権限が明確にされている。有事を含め、不在時の権限委任に付き優先順位が決められている。組織の広報誌等に役割と権限に付いて所信の表明等は行われていない。
Ⅱ-1-1(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	a	管理者は児童福祉法・虐待防止法始め、遵守すべき法令等を理解しており、大気汚染防止法等の環境関連法も把握している。研修等で得られた法令に関する情報は、職員会議等で内部に周知を図っている。
Ⅱ-1-2(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-2(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	行事に関しては、行事毎に反省会を開催し次回に向けて課題の抽出がされ、園長参画の担当者会議で具体的な課題の展開方法が検討される。その内容は職員会議で議論され周知が図られている。行事に関してはこの様なPDCAの展開が行われている。

評価結果詳細(おさなご園)

	第三者評価結果	コメント	
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	人事・労務に関しては、園全体のICT化により出退勤・有給休暇取得状況・残業等は瞬時に把握が可能となっている。財務は担当職員を配置し纏められる。残業規制やシフト調整・有休消化希望・担当変更希望等は申し出し易い環境となっている。前理事長の考え方を職員全員で理解し共有する事で組織としてのまとまりを形成している。	13

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	市より認可された保育士数を計画とし、欠員が出たら補充する方式となっている。職員の資格は保育士であるが、看護師・栄養士も各1名在籍。補充は口コミによるが一番多く、HPやハローワークでも行われる。	14
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	内部資料の「保育者の心構え」に期待する職員像が明示されている。職員処遇の対応含め、昇進・昇格は基本的には就業年数により対応している。人事考課制度は策定されていない。定期面談により職員の意向・意見を把握し、次年度の対応に織り込んでいる。	15
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	ICTの導入により職員の業務の効率化や働きやすさの一助になっている事と合わせ、利用者にとっても自由な時間に連絡内容を作る事が出来る、或いは相談事も文章で伝達できる等、利便性を高めている。職員の心理的な相談事は、看護師やカウンセリングを受け付ける医師により対応している。残業規制やシフト調整・有休消化希望・担当変更希望・夏休みは決められた期間に自由に取れる仕組等、働きやすい職場づくりに対応している。福利厚生制度はない。	16
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	人事考課に繋がる目標管理の仕組は設定されていない。職員が今年1年の自分の目標を掲げ、その達成度を確認しながらPDC Aを自分の課題として展開して行く事は、モチベーションを保つ為、或いはやる気の高揚にも繋がる制度として推奨されている。又、評価面談を行う事は管理者・職員お互いの理解を深める事にも繋がり、その中で職員の希望・要望も確認出来るのではと感じられる。	17
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	内部資料の「保育者の心構え」に期待する職員像が明示されている。基本、一部を除き保育士資格を全員取得しているが基本方針等に職員に必要とされる資格として明示はしていない。市から推奨された研修や募集のあった研修を計画的に受講しており、年度毎に内容やカリキュラムの評価・見直しを行っている。	18
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	園長は個別の職員の資格の取得状況を把握している。新任職員に対するOJTは全体的な計画を基本として行われている。階層別・職種別・テーマ別研修等は計画的に行われていないが職員の経験年数や適性に合わせ外部研修を含め参加を推奨している。	19
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c	実習生の受入れは行っているが、基本姿勢の表明やマニュアル・プログラム・指導者研修等は準備されていない。実習は教育の一環として計画されているものであるため、園として教えた事や留意点等を直接経験できる機会として実習に来ている訳で、教育的配慮が望まれると感じる。	20

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人・施設含め、ホームページに事業報告・決算情報の開示は行われているが、いずれも平成の物で継続的に改訂されていない。園の情報については、本業の他、子育て支援センターや一時保育の運営に付き、ホームページやブログにて情報開示されている。地域に対して自治会に加入し福祉ゴミ拾い等には参加しているが、印刷物等の配付はしていない。	21
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	経理規程に事務・経理・取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。園の運営上の課題や事業内容・財務に関しては、委託税理士や当法人監事・外部監査専門法人による指導を逐次受けており、指摘事項や経営の改善提案には都度、対応している。	22

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	地域との関わり方に付き、文章等は策定していないが、ICTにより地域の行事案内等は発信している。コロナ以前はボランティアの援助も仰ぎ地域の行事にも参加し、又、老人ホームへの慰問も行っていたが、相手先の事情もあり現在は中断している。買い物・通院は非該当。	23
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受入れに関して、受入れ準備としての姿勢の表明や事前説明文書作成・マニュアルの策定・保険の手配等は行われていないが、学校教育としての職場体験等は受入れている。	24

評価結果詳細(おさなご園)

	第三者評価結果	コメント	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	市の災害対策計画に地域の社会資源が一覧になっており、職員に周知されている。小学校の評議委員会や児相・保健センター・市子育て相談課とはネットワーク含め連携を取っており、定期的に連絡会等を行い共通の課題等の解決に向けて協働して取組を行っている。	25
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	川口市との協議から地域の福祉ニーズを実現する為に子育て支援センターを開設しており、地域の多様な相談にも応じている。民生委員・児童委員とは小学校の評議委員会で繋がりを持っている。	26
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	a	地域の福祉ニーズを実現する為に子育て支援センターを開設しており、相談にも応じている。又、地域に対してノウハウや専門的な情報を還元する取組として、看護師による子育て講座を開催している。「ベテル(支援センター)だより」を関係機関に配置させて貰っている。非公式ではあるが有事の際には近隣高齢者の避難所になると案内している。	27

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	標準の実施方法として全体の計画を活用し手順の確認等を行っており、保育の基本姿勢が明示されている。就業規則に倫理綱領の内容や懲罰規程を含め規定されており、職員にも周知されている。職員に「保育施設職員ハンドブック」を配付し、基本的人権への配慮に付き年度初めに読み合わせを行い、確認している。児童保育要録や乳幼児期の保育課程・育て欲しい10の姿勢等の参考資料に従い、子供の人権や文化の違い・互いに尊重する心・性差への配慮等に付き、園として対応して行く事と併せ、保護者へも理解を促している。	28
III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	プライバシー保護に関しての規程・マニュアル等は策定されていない。利用者(家族)にプライバシー保護や権利擁護に関する取組を案内してはいない。プール遊びの時は周りを幕で覆う、着がえ時はパーテーションで見えない様に配慮する等、設備的な工夫は行われている。	29
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	園としてのパンフレット等の施設を紹介する様な資料や配布物は策定されていない。見学時等には個別に丁寧な説明を実施し、見学や触れ合い保育(体験、コロナ前)等には対応していた。利用希望者に対する情報提供に付いては、適宜見直しを実施している。	30
III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	入園時には契約書を取り交わすと共に園生活のしおりに基づき説明を行い同意書を頂いている。又、理解しやすい工夫として写真を使用したり、ブログの案内をしたりしている。意思決定が困難な利用者には、個別保育計画の策定により適正に対応している。	31
III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	利用者の意向により個別保育計画を含む保育資料を市経由で新たな移行場所に提供している。退園後にも元の担任に相談を行う事が出来る旨、伝えているが、その後の相談方法や内容等を記載した文書を作成してはいない。	32
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	満足度調査等は行われていないが年2回の懇談会・面談にて満足度も確認されている。衣食住全てに保育は関わっているため、日々の生活の中から子供達の満足度は確認出来ているが、調査・集計・分析等は行われていない為、データや文章での確認は出来ない。	33
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決の仕組みは策定されており、園内掲示やホームページ・園生活のしおりに案内されている。申し出先として園関係以外にも市の窓口が案内されている。苦情カードや意見箱の設置はされていないが、記録はされ結果は必ずフィードバックされ、出来る内容は公表している。申し出の中から今後の改善に結び付く場合は全体の計画に反映される。	34
	第三者評価結果	コメント	
III-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	ICTの仕組として「ご意見ご要望に付いて」タブレットで連絡できる様に案内がされており、適宜場所を選んで相談に応じている。利用者本人の相談に付いては乳幼児の為、非該当。	35
III-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	ICTの仕組として「ご意見ご要望に付いて」マニュアル的にタブレットで連絡できる様に案内がされており、内容は定期的に見直しが行われる。申し出の際には、タブレットで決められた様式に従い記入する様になっている。申し出のあった内容に付き、検討を要する場合はその旨を申し出者に伝えている。申し出の中から今後の改善に結び付く場合は全体の計画に反映される。	36

評価結果詳細(おさなご園)

	第三者評価結果	コメント	
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネージャーや委員会の設置は行われていない。危機管理マニュアルを策定し対応に付き職員に周知している。ヒヤリハット事例のファイルはされており、発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施しているが、安全確保策の実施状況や実効性に付いて定期的に評価・見直しは行われていない。内外の安全管理研修を受講している。	37
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症に関しては園長を責任者とし、予防と発生時等の対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底しており年度毎に見直しをしている。外部の感染症専門家や看護師が中心となり、研修を行っている。感染症ガイドラインも適宜確認しながら予防と発生時等の対応を図っている。発生情報は随時タブレットで配信されている。	38
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	防災計画を整備し、BCPの検討や災害に対応する為の準備・安否確認方法等、市や消防署と連携する等、体制を整え災害毎の対応方法を決め、防災訓練を行っている。災害時に備え食料や備品類等の備蓄リストを作成し、備蓄を整備している。	39

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b	「全体的な計画」には全ての保育内容に付き、対応方法が触れられており、手順書やマニュアル的に使われているが、標準の実施方法としているが、プライバシー保護に触れた記述はない。年1回、全職員により内容の確認と見直しを行い周知徹底されている。	40
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	「全体的な計画」は年1回年度末に全職員により内容の確認と見直しを行い、周知徹底されている。職員や利用者等からの意見や提案の中に今後の改善に結び付く様な事案が有る場合は、標準的な実施方法として全体の計画に反映される。	41
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	園長が責任者となり、アセスメント～個別保育計画の策定が行われている。アセスメントは決められた様式に基づき全入園希望児に付き行われ、課題があれば医師や看護師も参加したカンファレンスが行われる。個別保育計画には利用者(保護者)のニーズが織り込まれて策定される。必要があればその段階でも前述と同様のカンファレンスが行われる。個別保育計画は年3回、評価見直しが行われ、支援困難ケースを含め個別に指導計画が策定される。指導計画に基づく保育実践に付いて、振り返りや評価を逐次行う仕組みが構築されている。	42
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	個別保育計画は年3回、関係する担当保育士や場合によっては看護師も参加し利用者(保護者)のニーズや意向も含み、評価・見直しが行われ職員に周知される。変更事由があった場合は都度織り込まれる。今後の改善に結び付く様な事案が有る場合は、標準的な実施方法として全体の計画に反映される。	43
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	利用者の身体状況や生活状況・個別保育計画等に付いては、決められた様式に記載され記録されている。職員間で記録方法に差異を生じない様、記録要領が策定されている。情報の配信に分別が必要な場合は、ICT上、或いは回覧により配慮されている。個別保育計画等、情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	44
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	個人情報保護規程が策定され、利用者の記録の保管・保存・廃棄・情報の提供等に関する規定を定めている。入職の際、職員は誓約書の提出を義務付けられている。職員は個人情報保護に関する研修を受講しており、内容を理解し遵守している。利用者(保護者)にも個人情報の取扱いに付き、説明する機会を設けている。	45

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子供の心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a	全体的な計画は保育士ハンドブックを参考に関連法令等を踏まえ策定されている。根幹に園の保育方針を織り込み、こどもや家庭・地域との関わりを考慮して作成されている。策定作業に際しては関係保育士全員が参画し、定期的な評価・見直しの上、再作成される。	1
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子供が心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	建物は採光に配慮し、温湿度・換気・音等は適切な環境に配慮されており、衛生管理も行届いている。こどもが安全・安心にくつろげる場所となっており、食事は居室とは別にランチルームが整えられている。建物の設計上も明るく清潔で、利用しやすい施設として配慮されている。	2
A-1-(2)-② 一人一人の子供を受容し、子供の状態に応じた保育を行っている。	a	保育する上では家庭環境を知る事が重要で、個人差を把握し尊重している。こどもとの信頼関係を保ち、安心して自分の気持ちを表現出来る様、配慮している。こどもには分かり易く穏やかな言葉で、せかさす言葉や制止させる言葉を不必要に用いない様、留意している。	3

評価結果詳細(おさなご園)

	第三者評価結果	コメント	
A-1-(2)-③ 子供が基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	生活習慣の習得に当たっては、子供が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っているが、特に排せつはこどもが遊びに夢中になりお漏らしする場合も多く、習慣付けに時間が掛かる場合もある。活動と休息のバランスが保たれるように午睡を習慣付ける様、働きかけている。	4
A-1-(2)-④ 子供が主体的に活動できる環境を整備し、子供の生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	こどもが自主性・自発性を発揮できる催し物を多々企画している(お遊戯会・音楽会・クリスマス会・ポルタリング・収穫体験等々)。生活と遊びを介して友達との人間関係が育まれるよう援助している。又、外部の人との交流として散歩時の声掛けや老人ホームへの慰問等の機会を設けている。費用は掛かるが習い事を園でと云う要望に応じて、英語教室・体操教室・ピアノ・サッカー・剣道・お茶・お花等を準備している。	5
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	居室には床暖房が敷設され快適に過ごせる環境となっている。担当保育士を決め愛着関係が持てるよう配慮しており、極力目をみて話す様をしている。家では出来ない歩行訓練を織り込んでいる。経験の少ない0歳児の母親への子育て教育も行っている。	6
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	最近では自分で何をしたいか良く分からない子供が増えているが、子供が自分でしようとする気持ちを尊重し自発的な活動ができる様、保育士等が関わっている。朝夕や土曜日の異年齢合同クラスや年齢層の厚い保育士との関わりから、人との関わり方を理解できる様、配慮している。	7
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	3歳児では友達同士での遊びが増え、ブロック遊びや車遊び、ままごと等が始まり、その中で役割が決まってきたりする。4歳児では特に女の子ではグループが出来ていじめも始まる。5歳児では遊びにも創造性を発揮し始める。就学を前にした子供達の児童保育要録の小学校への提出が義務付けられており、連絡が密になる。	8
A-1-(2)-⑧ 障害のある子供が安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	障害児に合わせた什器(ベッド・心拍計測器等)の導入や食事方法(経管摂取)の違いに対応した準備を整えて対応した。見た目が違う事を理解して貰う様、こどもや親に説明する等の対応を行い、障害のある子供の保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行った。医療機関等からも助言を受け、対応出来る範囲を検討。職員は障害児保育講座を受講して準備。	9
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	朝夕や土曜日には異年齢合同クラス編成としており1日の中でも変化が感じられる。こどもの状況に応じて家庭的で穏やかに過ごせる様、配慮している。朝夕のおやつや食事の時間はランチルームを使用する事で生活リズムが徐々に出来上がっている。引継ぎ事項が発生した場合は携帯メール等を利用して発信される。担当の保育士と保護者との連携はICTを使用し、随時取られる。担当の保育士と保護者との連携に付き、保護者からの意見からはコミュニケーション不足を感じる。	10
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	就学を前にした子供達の児童保育要録の小学校への提出が義務付けられており、その際、小学校長・教頭・養護教諭・園長・主任・5歳児担当保育士が参画して就学に向けた小学校との連携を図っている。又、子供達は就学児研修として入学前に学校体験を行う。保護者とも入学前相談を行い、小学校以降の子供の生活に付いて見直しを持てる機会を設けている。	11
A-1-(3) 健康管理			
A-1-(3)-① 子供の健康管理を適切に行っている。	a	健康管理に付き、管理マニュアルが準備されており、保健計画が策定される。子供の体調悪化・けが等に付いては、保護者に伝えるとともに、必要があれば病院に搬送している。子供の健康状態の急変等に関する情報は職員一斉ラインにより関係職員に周知・共有している。こどもの健康に関する情報は逐次連絡する様、依頼しているが、時として親からの情報がない場合もあり感染が広がってしまう事もあった。又、保健計画はICTで保護者にも閲覧可能になっている。職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っており、保護者にも情報提供している。	12
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	健康診断(年2回)・歯科健診(年1回)の他、毎月の身体測定の結果が記録され、家族に連絡されると併せ、関係職員に周知されている。健康診断・歯科健診の結果は保育計画に記録されている。	13
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子供について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	アレルギー疾患のある子供に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、又、慢性疾患等のある子供に対しては医師の指示の下に子供の状況に応じた適切な対応を行っている。食事の提供に際しては、食器の色を換え、場所を分けて提供している。その他、遠足時のおやつや交換も不可として徹底している。職員は研修等により知識・情報を得たり、対応する技能を習得している。他の子供・保護者に対しても理解を図る為の取組を行っている。	14
A-1-(4) 食事			
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	例として、芋掘りを体験しそこから出来た料理を観る事で、食に興味を持てる様、食育の取組みを行っている。食事は居室とは分けてランチルームで食べる様になっており、子供が楽しく落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。量は年齢に合わせ、或いはこどもそれぞれに合わせて盛りを変え完食できる様、配慮している。食育に関する園での様子等の情報提供をして家庭と連携する様にしている。	15

評価結果詳細(おさなご園)

	第三者評価結果	コメント	
A-1-(4)-② 子供がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	食事はランチルームで食べる様になっており、子供が楽しく落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。量は年齢に合わせ、或いはこどもそれぞれに合わせて盛りを変え完食できる様、配慮している。量や好き嫌い等に付き、毎日の状況を把握している。献立は管理栄養士が作り、季節感のある献立や地域の行事食等を取り入れている。調理場から調理員や栄養士が子供達の様子を観て話を聞いたりしている。	16
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子供の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	日常的には連絡帳やICTにより情報交換を行っている。行事や個人面談の際はこどもの成長を共有し保護者の理解を得る機会としている。個人面談や連絡帳のやり取り等は記録として残している。	17
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	直接の面談やICTによるコミュニケーションにより極力保護者との信頼関係が保てる様、配慮している。急な残業や交通事情による影響等で時間延長になる場合も融通を極力つける様に配慮している。相談内容は適切に記録されており、保育士が適切に対応できる様、園長が支援している。	18
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子供の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	毎日の生活の中からこどもを観察して分分かる事や着替えの際に確認した場合等には、児相に通報する前に速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。又、場合によっては予防的に保護者の精神面・生活面の援助もしている。児相とは月1回の打合せを持って情報共有している他、事前情報がある場合もある。職員は虐待防止マニュアルに基づく支援をしており、研修も受講している。	19
A-3 保育の質の向上			
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	キリスト教の教義を踏まえて策定された全体的な計画を保育の根幹として、定期的に全員で保育実践の振り返りを行い、保育士各々が自ら保育への向き合い方をスクリーニングする機会としている。その際には他の保育士との学び合いやお互いの意識の向上に繋がる様、取組んでいる。最終的には、保育所全体の保育実践の自己評価に繋がる様、纏められている。	20